

告 示

この度、学生の本分に悖る行為があったため、学則第53条により、下記のとおり懲戒処分とする。

記

1 該 当 者

文学部地理学科 3年 1名

2 懲戒処分内容

停学1カ月（2020年11月24日付）

3 理由

迷惑防止条例違反により略式起訴されたため。

以上

2021年1月8日

法 政 大 学